

みやま市地域公共交通活性化協議会事務局規程 (改正案)

(趣旨)

第1条 この規程は、みやま市地域公共交通活性化協議会規約第11条第4項の規定に基づき、みやま市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、みやま市企画振興課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、みやま市企画振興課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他、協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、みやま市において定められている文書の取扱いに準ずる。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、

用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

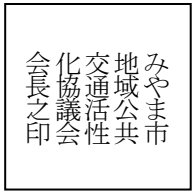
附 則

この規程は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月25日から施行する。

別表(第6条関係)

種類	名称	個数	ひな形	形状、寸法 (mm)及び 書体	使用区分	管理者
会長 印	みやま市地域公共 交通活性化協議会 会長之印	1		正方形 21 古印体	会長名で 発する文 書用	事務局長